

政策体系	政策No.	6	政策名	共生・協働のまちづくり		施策主管課	企画政策課
	施策No.	4	施策名	男女共同参画の推進	重点施策	施策主管課長名	川村 直人
施策関係課名		市民課、児童福祉課、長寿・障害福祉課、健康増進課、商工観光政策課、学校教育課					

1 施策の目的と指標		
対象(誰、何を対象としているのか)	人や自然資源等	対象指標(対象の大きさを表す指標) 数字は記入しない
市民	A	人口
	B	事業所数 事業所・企業統計調査結果 H21から経済センサス
	C	
意図(この施策によって対象をどう変えるのか)		成果指標(意図の達成度を表す指標) 数字は記入しない
男女が自らの意思によって社会に共同参画をしている。	A	DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合
	B	社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合
	C	方針決定過程に参画している女性の割合
	D	市内の事業所における女性管理職の割合
	E	
	F	
右上の成果指標の測定方法(実際にどのように実績を把握するか)		基本計画期間における施策の目標設定(2-)の根拠
<p>・A...DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた経験のある市民の割合 男女共同参画に関する市民意識調査 総合計画進行管理に係る市民意識調査</p> <p>・B...社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合 総合計画進行管理に係る市民意識調査</p> <p>・C...方針決定過程に参画している女性の割合 市の審議会・委員会等への女性委員、自治会、PTAに参画している女性の割合 県が依頼する女性公職参加状況調査</p> <p>・D...市内の事業所における女性管理職の割合 従業員30名以上の市内事業所に対するアンケートにより把握。(平成19年1月、市内37事業所にアンケートを実施し、27の事業所から回答あり。)</p>		<p>・DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合」については、被害者救済のための相談体制の整備を図るとともに、予防と根絶に向けた啓発活動の実施により3.8%の減少を目指す。</p> <p>・「社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合」については、男女平等の実現に向けた教育、学習の推進及び広報・啓発活動の実施により9.8%の成果向上を目指す。</p> <p>・「方針決定過程に参画している女性の割合」については、男女があらゆる分野において利益を享受することができ、共に責任を担い、男女平等を実質的に実現するため、12.4%の成果向上を目指す。</p> <p>・「市内の事業所における女性管理職の割合」については、県内平均の10.3%(平成16年度)と比較するとかなり低い現状にあり、経営者向けセミナー等で事業所に強く働きかけることなどにより、2.1%の成果向上を目指す。</p>

2 指標等の推移												
	単位	数値区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度(目標年度)	
対象指標	A	人	見込み値 実績値	127,219	127,309	127,615	127,871 127,773	128,128 127,450	128,383	128,640	128,868 129,098	
	B	事業所	見込み値 実績値	4,845	-	4,989	-	-				
	C		見込み値 実績値									
成果指標	A	%	成り行き値				13.8	13.7	13.6	13.5	13.4	13.3
			目標値				13.5	13.0	12.5	11.5	11.0	10.0
						13.9	8.7					
	B	%	成り行き値				15.2	15.6	15.8	16.0	16.2	16.4
			目標値				17.0	18.0	19.0	21.0	23.0	25.0
						15.2	20.3	22.6				
	C	%	成り行き値				25.6	25.7	25.7	25.7	26.7	26.7
			目標値				28.0	30.0	32.0	34.0	36.0	38.0
						25.6	24.5	26.1				
	D	%	成り行き値				1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.5
			目標値				2.0	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0
						1.9	1.9	2.6				
E												
F		成り行き値										
		目標値										

3 基本計画期間における施策の方針(総合計画書より)											
男女共同参画社会の形成に向けて、「霧島市男女共同参画計画」を推進することで成果の向上を目指す。											

4 施策の特性・状況変化・住民意見等	
この施策の役割分担をどう考えるか(協働による市民と行政の役割分担)	
<p>ア)行政の役割 (市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)</p> <p>女が社会的に形成された性別に縛られず、各人の個性や能力に基づいて共同参画できる社会づくりに寄与するように努める。(男女共同参画社会基本法:平成11年6月23日公布・施行)</p> <p>市 ・男女共同参画社会基本法にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進を図る。</p> <p>県 ・男女共同参画基本計画の策定義務。</p> <p>国 ・男女共同参画基本計画の策定義務。 ・積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施。 ・法制上、財政上の措置、年次報告。</p>	<p>イ)市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割 (市民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でや)</p> <p>男女が社会的に形成された性別に縛られず、各人の個性や能力に基づいて共同参画できる社会づくりに寄与するように努める。(男女共同参画社会基本法:平成11年6月23日公布・施行)</p> <p>国民 ・第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の形成に寄与するように努める。 基本理念 男女の人権の尊重 社会における制度又は慣行についての配慮 政策等の立案及び決定への共同参画 家庭生活における活動と他の活動との両立 国際的協調)</p>
<p>施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?(平成24年度を見越して)</p> <p>・人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、真の男女平等をめざしている。 ・関係法令(DV防止法、ストーカー防止法、児童虐待防止法、男女雇用機会均等法、少子化対策基本法等)に基づき、具体的な施策展開がなされる。 (例)H19.4.1男女雇用機会均等法改正:女性の坑内労働可能/間差差別の禁止/妊娠、出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止) ・市民、事業所、団体、行政等が一体となって取り組むべき施策、事業を具体的に示すとともに、本市における男女共同参画計画がより一層全庁的な取り組みとして展開される推進体制を確立するために、平成19年度に「霧島市男女共同参画計画」を策定した。さらに男女共同参画計画を基に平成21年度までに「霧島市男女共同参画条例(仮)」の制定について検討することとしている。</p>	<p>この施策に対して市民(対象者、納税者、関係者等)、議会からどのような意見や要望が寄せられているか?</p> <p>・幼少時からの教育の中で男女共同参画について取り組まなければ、大人になってから理解を得られるには困難が生じる恐れがある。 ・自治会長等役職登用にあたり女性の積極性が欠けている。 ・各種計画づくりを行政、学識経験者だけで進めてほしくない。 ・DV被害者や人権侵害を受けた人に対する適切なサポートが相談体制、情報提供が必要である。 ・働きたいと願う女性が安心して子どもを産み育てる環境づくりが必要である。 ・固定的な性別役割分担意識をなくしていくような啓発が必要である。</p>

5 施策の評価(成果水準の振り返り)																			
施策の目標達成度(平成20年度目標と実績との比較)																			
<table border="1"> <tr> <th>結果</th> <th>目標達成</th> <th>実績</th> </tr> <tr> <td></td> <td>(目標値より実績値が110%以上)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(目標値をほぼ達成)</td> <td>(目標値より実績値が90%以上110%未満)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(目標を未達成)</td> <td>(目標値より実績値が90%未満)</td> </tr> </table>	結果	目標達成	実績		(目標値より実績値が110%以上)			(目標値をほぼ達成)	(目標値より実績値が90%以上110%未満)		(目標を未達成)	(目標値より実績値が90%未満)	<p>左記の背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)</p> <p>・A...DVまたはセクシュアル・ハラスメントが、人権侵害になるというマスキの報道や広報等で市民の認識が広がり、加害行為が減ったことにより、全ての年代において被害を受けた割合が減った。 ・B...男女共同参画セミナーや男女共同参画基礎講座の実施、男女共同参画に関する広報等により、全ての年代において平等になっていると思う割合が増えた。 ・C...審議会・委員会等の委員が構成団体からの充て職(会長職)で就任しているものがまだ多くあるため、女性委員が少ない。また、自治会長における女性割合が低い。 ・D...係長担当職、課長担当職における女性登用率が伸びてきている。</p>						
結果	目標達成	実績																	
	(目標値より実績値が110%以上)																		
	(目標値をほぼ達成)	(目標値より実績値が90%以上110%未満)																	
	(目標を未達成)	(目標値より実績値が90%未満)																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>成果指標</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合 目標値と比較して実績値が 133% であった。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合 目標値と比較して実績値が 126% であった。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>方針決定過程に参画している女性の割合 目標値と比較して実績値が 87% であった。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>市内の事業所における女性管理職の割合 目標値と比較して実績値が 130% であった。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>E</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			成果指標	結果	A	DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合 目標値と比較して実績値が 133% であった。		B	社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合 目標値と比較して実績値が 126% であった。		C	方針決定過程に参画している女性の割合 目標値と比較して実績値が 87% であった。		D	市内の事業所における女性管理職の割合 目標値と比較して実績値が 130% であった。		E		
	成果指標	結果																	
A	DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合 目標値と比較して実績値が 133% であった。																		
B	社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合 目標値と比較して実績値が 126% であった。																		
C	方針決定過程に参画している女性の割合 目標値と比較して実績値が 87% であった。																		
D	市内の事業所における女性管理職の割合 目標値と比較して実績値が 130% であった。																		
E																			

6 施策の現状	
施策の基本方針の達成状況	施策の平成24年度目標達成見込み
<p>男女共同参画セミナーの開催や男女共同参画計画を推進し、誰もが安心して暮らせるような体制の整備、教育・学習の推進、政策・方針決定過程への女性参画の促進、職場における男女間待遇の格差解消、育児や介護等と仕事との両立の支援、男女共同参画を推進する体制・仕組みの充実強化等を図っていく必要がある。</p>	<p>方針決定過程に参画している女性の割合については、現状の取組の延長で目標達成は難しいが、その他の成果指標については新規事業の企画実施や既存事業のやり方を改善し、関係課と連携していくことで目標達成は可能である。</p>

7 施策の課題	
基本計画期間で解決すべき課題(総合計画書より)	平成22年度に取り組むべき課題
<p>・女性に対するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた体制整備を図り、誰もが安心して暮らせるようにする必要がある。 ・真の男女平等の実現に向けた教育、学習を推進する必要がある。 ・男女共同参画社会の形成に向けた意識を醸成し、政策・方針決定過程への女性の参画を促進する必要がある。 ・就労場における男女間の待遇等の格差解消を図る必要がある。 ・男女を問わず、育児や介護、その他の家庭活動を担い、仕事との両立ができるよう支援を行う必要がある。 ・条例の制定など男女共同参画を推進する体制・仕組みの充実強化を図る必要がある。</p>	<p>・女性に対するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた体制整備を図り、誰もが安心して暮らせるようにする必要がある。 ・男女共同参画を推進する体制・仕組みの充実強化を図る必要がある。 ・男女共同参画社会の形成に向けた意識を醸成し、政策・方針決定過程への女性の参画を促進する必要がある。</p>

8 平成22年度の施策の基本方針 (課題解決に向けた取り組み方針)
<p>・平成21年度に策定する「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」に盛り込まれる取組みの進行管理を効果的に行う。 ・「霧島市女性委員登用促進設置要綱」による計画的な登用の促進を図る。 ・審議会等の設置要綱等へのクォータ制明記の推進を図る。 ・男女雇用機会均等法に規定された積極的改善措置の推進を図るために事業所への広報・啓発を行う。 ・学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りながらの男女平等の推進を図る。 ・霧島市男女共同参画推進懇話会を継続的に開催する。</p>

1 基本事業の目的、取組み方針													
基本事業	基本事業名	基本事業主担当課	基本計画期間における取組み方針 (総合計画書より)										
6-4-1	女性の人権の確立を目指す環境整備	企画政策課	・DVやセクシュアル・ハラスメント等の問題解決のために相談体制の整備等を図り、あらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた取組みを推進する。 ・性差別につながる性・暴力表現を扱ったメディアから青少年やそれに接することを望まない者を守る取組みを推進する。 ・女性の生涯を通じた健康を支援し、健康に関する相談や情報提供を推進する。										
対象		市民		意図		あらゆる形態の暴力の根絶を図る。							
2 基本事業の指標等の推移													
成果指標名	単位	成果指標の測定方法	数値区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度(目標年度)	
A	%	市民意識調査	成り行き値					13.8	13.7	13.6	13.5	13.4	13.3
			目標値					13.5	13.0	12.5	11.5	11.0	10.0
B			実績値			13.9	13.5	8.7					
			成り行き値										
C			目標値										
			実績値										
3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠				4 平成20年度の基本事業の振り返り(目標達成度評価)と平成22年度に向けての課題				5 基本事業の平成22年度の方針					
DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合を、基本計画の最終年度には、10%の率に引き下げることとした。 霧島市男女共同参画計画(平成19年度策定)に基づき、DVまたはセクシュアル・ハラスメントの問題解決のために相談体制の整備等を図り、あらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた取組みを推進する。				市報・ケーブルテレビでの相談事業案内、庁舎ロビーでのパネル展示等、DVまたはセクシュアル・ハラスメントに関する広報を行い、また、女性のための無料相談を月2回実施したことにより、DVまたはセクシュアル・ハラスメントについて市民が認識しつつある。しかし、未だ表に出てこないケースも多々あることから、広報・相談体制の拡充を図っていく必要がある。				平成21年度に策定する「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」に盛り込まれる取組の進行管理を効果的に行う。					
6 平成22年度の基本事業の重点「対象」・「意図」													
対象		市民											
意図		DV被害等について相談ができる。											

1 基本事業の目的、取組み方針													
基本事業	基本事業名	基本事業主担当課	基本計画期間における取組み方針 (総合計画書より)										
6-4-2	真の男女平等の実現に向けた教育・学習の推進及び広報・啓発	企画政策課	・男女平等に向けた教育・学習及び男女共同参画に関する広報・啓発推進し、市民、事業所、行政における意識の醸成を図る。 ・男女共同参画の視点に立って市の施策を見直し、また慣行等の見直しを促進されるよう働きかける。										
対象		市民・事業所・行政		意図		固定的な性別役割分担意識の解消を図る							
2 基本事業の指標等の推移													
成果指標名	単位	成果指標の測定方法	数値区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度(目標年度)	
A	%	市民意識調査	成り行き値					15.2	15.6	15.8	16.0	16.2	16.4
			目標値					17.0	18.0	19.0	21.0	23.0	25.0
B			実績値			15.2	20.3	22.6					
			成り行き値										
C			目標値										
			実績値										
3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠				4 平成20年度の基本事業の振り返り(目標達成度評価)と平成22年度に向けての課題				5 基本事業の平成22年度の方針					
社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合を、基本計画の最終年度には、25%の水準とすることを目指すこととした。霧島市男女共同参画計画(平成19年度策定)に基づき、男女平等の実現に向けた学習、教育の推進及び広報、啓発を行い、市民・事業所・行政における平等意識の醸成を図ることで、比較的成果水準の高い20代、30代の水準に近づけることとした。				男女共同参画に関する基礎講座・セミナー等を実施した結果、男女共同参画の視点を理解され、社会全体において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合が増えたと考えられる。しかし、職場や社会通念・慣習・しきたりの分野においては、不平等感を抱いている市民がまだ多いので、さらなる学習・教育の推進及び広報・啓発を行っていかねばならない。				学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りながらの男女平等の推進を図る。					
6 平成22年度の基本事業の重点「対象」・「意図」													
対象		市民											
意図		男女共同参画の視点を理解する。											

1 基本事業の目的、取組み方針													
基本事業	基本事業名	基本事業主担当課	基本計画期間における取組み方針 (総合計画書より)										
6-4-3	あらゆる分野への男女共同参画の促進	企画政策課	・女性のエンパワーメント支援を通じた計画的な人材育成を図り、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、地域や暮らしの実感を政策に反映させていく。 ・男女雇用機会均等法に基づく雇用環境の整備やポジティブ・アクション(積極的改善措置)の実施を促進するために、事業主等への理解を求める情報の提供を行う。 ・仕事と家庭の両立を支援するための各種制度の普及・定着に努めるとともに、家庭や職場・地域などにおける男女共同参画の気運等の醸成を図る。										
対象			市民・事業所・行政	意図		方針決定過程へ女性の参画を図る。							
2 基本事業の指標等の推移													
成果指標名	単位	成果指標の測定方法	数値区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度(目標年度)	
A	%	県が依頼した女性公職参加状況調査	成り行き値					25.6	25.7	25.7	25.7	26.7	26.7
			目標値					28.0	30.0	32.0	34.0	36.0	38.0
			実績値			25.6	24.5	26.1					
B	%	従業員30名以上の市内事業所に対する調査	成り行き値					1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.5
			目標値					2.0	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0
			実績値			1.9	1.9	2.6					
C			成り行き値										
			目標値										
			実績値										
3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠				4 平成20年度の基本事業の振り返り(目標達成度評価)と平成22年度に向けての課題				5 基本事業の平成22年度の方針					
基本計画の最終年度には、方針決定過程に参画している女性の割合を38%、事業所における女性管理職の割合を4%の率を目指すこととした。霧島市男女共同参画計画(平成19年度策定)に基づき、女性のエンパワーメント支援を通じた計画的な人材育成を図り、方針決定過程への女性の参画を図る。男女雇用機会均等法に規定された積極的改善措置の推進を図るために事業所への広報・啓発を図る。				審議会等における女性委員の積極的な登用推進の周知不足だったことで、実績値が低かったと考えられる。よって市民、事業所の女性委員の登用について理解が得られるよう、広報・啓発をすることが必要である。				・「霧島市女性委員登用促進設置要綱」による計画的な登用の促進を図る。 ・男女雇用機会均等法に規定された積極的改善措置の推進を図るために事業所への広報・啓発を行う。					
6 平成22年度の基本事業の重点「対象」・「意図」													
対象				行政・事業所									
意図				方針決定過程への女性の参画を図る。									

1 基本事業の目的、取組み方針													
基本事業	基本事業名	基本事業主担当課	基本計画期間における取組み方針 (総合計画書より)										
対象			意図										
2 基本事業の指標等の推移													
成果指標名	単位	成果指標の測定方法	数値区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度(目標年度)	
A			成り行き値										
			目標値										
			実績値										
B			成り行き値										
			目標値										
			実績値										
C			成り行き値										
			目標値										
			実績値										
3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠				4 平成20年度の基本事業の振り返り(目標達成度評価)と平成22年度に向けての課題				5 基本事業の平成22年度の方針					
6 平成22年度の基本事業の重点「対象」・「意図」													
対象													
意図													